

平成28年2月12日

世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会  
会長 千葉 哲 様

子ども・若者部 児童課長 小野 恭子  
教育委員会事務局 生涯学習・地域・学校連携課長 土屋 雅章

### 要望書に対する回答書

日頃より、新BOP事業を始めとする児童の健全育成にご協力を賜り、感謝申し上げます。

平成28年度要望書につきまして、下記のとおり回答をさせていただきます。

### 記

#### 1. 職員の充足について

平成27年度は、新BOP職員が約40名不足の状態が始まりました。職員を増員するために各種の方策を立てているとのことですが、今後数年間の学童登録児童数の予測は増加の一途で、さらに職員が不足することが想定されます。子どもの安全、安心の為、職員の処遇改善や予算措置も含めて十分検討し、充足数を満たすようにしてください。

#### 【回答】

指導員採用については、27年4月からの子ども子育て支援新制度の施行もあり、保育士や教員資格を持つ人の採用が上向き、指導員数の確保が他の自治体含め厳しい状況になりました。世田谷区では 区のホームページへの掲載、ハローワーク、大学や短大、専門学校、図書館ほか、広範囲に指導員採用募集の周知や夜間や遠方からも申請しやすいように電子申請の受付もしています。これからも指導員採用にむけ取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

#### 2. 厚労省「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」「放課後児童クラブ運営指針」への準拠について

現行の公設・公営・職員体制で児童の育成に責任をもった学童クラブ（新BOP学童クラブ）の機能の維持を引き続きお願いします。また国の基準や運営指針に準拠するようにお願いします。特に、運営指針は学童保育の役割をしっかりと示した内容になっており、これらに則り、対象学年を拡充することにより、BOPのお弁当問題をはじめ諸問題がかなり解決できると考えます。

#### 【回答】

世田谷区での新BOP運営にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

子ども子育て支援新制度の施行に伴い、「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を制定いたしました。新BOP運営につきましては、これからも法令を遵守し実施してまいります。

### 3. 大規模学童クラブに対する児童保育の充実の考え方について

「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」では、「一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下とする」となっていて、現在40人をひとつの単位とするとのことですが、職員数不足もあり、実態がわかりにくくなっています。何よりも心と体の問題も含めて子ども達を守る場所という観点に立ち、わかりやすい体制をとってください。

#### 【回答】

平成27年4月より施行された「子ども・子育て支援新制度」において、放課後児童クラブ（学童クラブ）の対象が3年生から6年生までに拡大されました。世田谷区では、新BOPとして学童クラブとBOPを一体的に実施しており、その特徴を生かし学年延長はしませんでした。その為、学童クラブを卒所後、不安が残る子どもや保護者には、保護者の方と面談し、どのような支援が必要かを相談しながら行う支援を「ゆるやかな支援」として、4年生の8月末までを目標にして実施してきました。また、支援の単位（おおむね40人以下）については、指導員を学年担当制として対象学年の児童の様子を把握し、児童の支援力の向上を目指す「柔軟な担当制」として実施してきました。

世田谷区では、児童数の増加により新BOP学童登録児童数も増加傾向に、あります。子ども達が、安心して楽しく過ごせるよう学校と連携し、スペースの確保に努めていきます。また、昨年9月より学校図書館司書業務委託もはじまり（27年度は8校）放課後の時間が豊かになるように活用を目指します。

### 4. 制度改善について

長期欠席時における学童利用料減免措置や夏場の学校プール参加時のBOP利用等について、合理的な理由があるようには思えません。親の就労状況や真夏に学校と家とを何回も往復することの危険性を鑑みて、引き続き合理的改善を求めます。

#### 【回答】

学童クラブが一時不要の時や、夏休みだけの利用につきましては、同じ年度内ならば、退会届、再入会届（就労に変化がない時）を出すことで何度でも可能です。

この場合には、BOP利用が可能で、利用料はかかりません。

また、長期欠席（減免）の制度は、児童が病気などで新BOP学童クラブとBOPの両方が利用できない場合のみとなっています。詳しくは、お尋ねください。

夏休みのプール利用時のBOP利用につきましては、プール利用前の家庭での健康チェックなど各学校の生活指導もあり、新BOP連絡協議会の意見と合わせて対応していますので、ご理解をお願いします。

## 5. 利用料について

子ども子育て支援新制度のもと、市区町村事業と位置付けられましたので、利用料の収支の公開をして、利用者の学童保育への理解が進み、納得できるようにしてください。

### 【回答】

毎年新BOP運営委員会では、新BOP運営にかかわる歳入と歳出予算と予算内訳を報告しています。利用料につきましては、歳入予算に含まれ、これが財源となり、歳出予算の経費として使われています。

## 6. 新BOP安全対策マニュアル策定後の利用・実施状況について

各クラブでの安全対策の実施状況は、昨年も指摘しましたが、やりっぱなしになっている感じがします。各クラブで安全対策の実施目標を毎年立て実施し、問題点を行政側と保護者で共有し、学校と連携して解決することで、安全対策が図れると考えます。学校と新BOPでの連絡がほとんどなく、児童館経由または父母経由となっているところもあります。また各校でまちまちとなっているマニュアルの公開や基本的な行動については、保護者に周知徹底するようにしてください。

### (1) 避難訓練の充実

登校中や学校休業日等も考慮し、児童の身の安全確保や出席児童の確認、安全な場所への誘導の訓練、職員の訓練も重要です。

### (2) 学校・地域との連携を行い、防災用具・備蓄食料の確保

大規模災害の場合は近所の学童児の保護者の引き取りも可としたり、保護者間や町内会との連携も考慮した柔軟な対応を検討し、学校内で安全かつ安心して過ごせるように、非常飲食料確保を含めた対策を明示してください。

### (3) 保護者との連絡方法の改善

大規模災害の場合は電話が使えないことは先の震災ではっきりしています。保護者との連絡について、インターネットを活用したサービスを利用する等複数の手段を確保してください。

(4) 事故や病気、慢性疾患による対応も基本的な考え方を保護者に配布してください。

### 【回答】

安全マニュアル改訂後、各新BOPで、避難訓練（地震・火災・不審者）を行っています。また、発生時間を、学校授業中や放課後など工夫し、学校と合同で安全確保につとめています。実施状況については、各校の新BOP便りや保護者会、新BOP連絡協議会で報告していますので、ぜひお気づきの点があればお声かけください。

災害用備品については、新BOPごとに配分した予算の中で、必要に応じて購入しております。購入にあたっては、施設状況や緊急性を勘案して、各新BOPで運営

の安全確保を優先して対応しております。新BOP独自の食品等の備蓄はありませんが、学校に備蓄しています一時帰宅困難用物品につきましては、学童も利用を想定しています。

災害時の保護者の方とのインターネット等を活用した連絡・確認体制については、新しい対応となりましたら、保護者の皆様にお知らせいたします。

7. 要配慮児童の対応や設備改善を継続してお願いします。

利用制限の撤廃を含め要配慮児童対応を今後も継続してください。設備面についても、バリアフリー化や要配慮児童に限ったことではありませんが、トイレの洋式化の推進をお願いします。

「生活の場」に要配慮児童がいることは、配慮を要しない児童にとっても社会上有益です。また、校舎改築等時には、なるだけ早期に父母会に対して設計図面等を提示して、意見を聴取する等の配慮をお願いします。

【回答】

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されますが、新BOPでは合理的配慮をしながら、保護者の方と相談し、児童の安全を確保しながら運営してまいります。設備・環境につきましては、学校と連携しながら必要に応じ整備してまいります。

8. 職員が安心して働ける雇用環境と研修を充実させてください。

職員の雇用環境に制限があると、児童への対応が疎かになりかねません。継続して安心して働きたくなるような雇用環境向上を引き続き図ってください。また、要配慮児童の理解のための研修に加えて、児童の安全対策に関わる研修もさらに拡大・充実してください。

さらに、今年度から都道府県で実施される放課後児童クラブ職員研修への対応もお願いします。

【回答】

非常勤の雇用環境につきましては、区全体のこととなりますので、担当課と相談してまいります。今年度から都道府県で実施される放課後児童クラブ職員研修へは、各区で研修人数の制限があり、最大限で職員が研修を受講しています。

また、区独自の職員の研修につきましては、支援力向上を目的とした研修など実施してきました。今後も必要な研修をして、質を高めてまいります。

以上